

●特定不妊治療の場合は、夫及び妻の所得証明書(※注1・2参照)が必要です。(\*源泉徴収票は不可)

参 考

所得算定表

(児童手当法施行令による)

		夫	妻	
ア	所得の合計額 (※注1)			円
イ	社会保険料相当額 (一律80,000円) * 但し, アの所得がある場合に限る。	80,000	80,000	円
ウ	雑損控除額 (※注2)			円
エ	医療費控除額 (※注2)			円
オ	小規模企業共済等掛金控除額 (※注2)			円
カ	障害者控除額(該当者 人) (該当者数 × 270,000円)			円
キ	障害者控除額【特別】(該当者 人) (該当者数 × 400,000円)			円
ク	寡婦控除額(該当すれば270,000円)	/	/	円
ケ	寡婦控除額【特別】(該当すれば350,000円)	/	/	円
コ	寡夫控除額(該当すれば270,000円)	/	/	円
サ	勤労学生控除額(該当すれば270,000円)			円
シ	イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ			円
ス	所得額(ア-シ)	(マイナスのときは0)	(マイナスのときは0)	円

●スの合算額が730万円未満であれば助成対象。

(ス)合算額

↓
↓

円

※注1 : アは、夫及び妻の所得証明書中、「所得額合計」  
なお、4月～5月の申請は、前年度の証明書(前々年の所得)、6月以降の申請においては、本年度の証明書(前年の所得)を添付。

※注2 : ウ・エ・オは、所得証明書中、所得控除額欄の当該控除額